

一般社団法人文京区勤労者共済会の広告掲載等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 第1条 この要綱は、一般社団法人文京区勤労者共済会（以下「共済会」という。）が発行する「共済だより」等への広告掲載及び折込広告及び「ホームページ」に掲載するバナー広告について必要事項を定めるものである。

(広告の内容)

第2条 掲載できる広告は、共済会事業の推進及び勤労者の福利厚生の実に役立つものとし、社会通念上、公共の福祉に反しない内容とする。

2 広告の掲載を希望する事業所（以下「広告主」という。）は、広告の内容に係わる一切の責任を負うものとする。

(申込)

第3条 広告主は、「広告掲載・折込広告等申込書」（別記様式第1号）に広告の製版原稿（版下）または広告物見本を添えて定められた期日までに会長に提出するものとする。

(承認・不承認)

第4条 事務局長は、前条で提出された申込書及び版下または見本の内容を審査のうえ、承認または不承認を決定する。

(掲載料)

第5条 掲載料は、別表「広告掲載等料金表」のとおりとする。

2 広告掲載料金は、掲載または折込後、共済会の請求に基づき、指定された期日までに共済会の指定する口座に一括納入することとする。

(料金の減免)

第6条 文京区が発行する印刷物の折込料金については、勤労者福祉に直接寄与するものについては無料とし、その他のものは実情に応じて会長が決定するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて会長が決定する。

付 則

この要綱は2002年4月1日から適用とする。

付 則

この要綱は2013年4月1日から適用とする。

付 則

この要綱は2019年4月1日から適用とする。